公 示

第五管区海上保安本部公示第35号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月15日

第五管区海上保安本部長(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (2)住 所 神戸市中央区波止場町1-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1)区 域 阪神港大阪区第5区及び堺泉北区第1区 大和川河口付近(別添付図のとおり)
- (2)期 間 令和7年10月27日から 令和7年12月26日までのうち2日間
- 3 水路測量の実施方法GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める標識(白紅白のえん尾旗)を掲揚する。

